

令和7年兵庫県立大学工学部規程第1号
兵庫県立大学工学部委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、工学部の教育研究に関する重要事項を審議するために設置する工学部委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 学生の履修
- (3) 学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く）
- (4) 学生の懲戒処分

3 委員会は、前2項に規定するもののほか、学長及び工学部長（以下「学部長」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、工学部の教育を担当する工学研究科及び高度産業科学技術研究所所属の教授、准教授、常勤の講師及び助教をもって組織する。

(定例会及び臨時会)

第4条 委員会は、原則として毎月1回定例会を開くものとする。

2 学部長は必要があると認めたときは、臨時会を開くことができる。

(招集)

第5条 委員会は、学部長が招集する。

2 学部長は、構成員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第6条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の議長となる。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

3 議長は、委員会を主宰する。

4 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、6カ月以上の長期出張中の者及び休職中の者は、構成員の数に算入しない。

(議決)

第7条 議事について採決を必要とするときは、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第2条第1項第2号に関する事項については出席者の3分の2以上で決し、学位の取消しに関する事項については出席者の4分の3以上で決する。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議事項を記入し、次回の委員会においてその確認を受けるものとする。

2 議事録は、学部長が保管し、構成員の要求があるときはこれを提示するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、工学部に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いた上で学部長が行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で学部長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。